

**食品安全委員会への意見の要請の仕組み
(器具・容器包装専門調査会関係)**

食品安全基本法(以下「基本法」という。)の規定に基づき、当委員会が関係各大臣から意見を求められる場合は2つに大別される。

(1) 基本法第24条第1項

食品衛生法第10条第1項(第29条第3項において準用する場合も含む。)の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき

厚生労働省

- ・販売の用に供され、又は営業上使用される器具若しくは容器包装(「器具・容器包装」という。)の規格若しくは基準を定めようとするとき等

(2) 基本法第24条第3項

(1)に定めるもののほか、関係各大臣が、食品の安全性の確保に関する施策を策定するため必要があると認めるとき